第657回兵庫地方最低賃金審議会

開催日時:令和4年10月3日(月)13:30~

場所:神戸地方合同庁舎1階 第4会議室

(神戸市中央区海岸通 29)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1)特定最低賃金の金額改正の審議等について
 - (2)その他
- 3 閉 会

令和4年度専門部会委員一覧表

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	SUNX電野労働組合協議会 事務局長 多取締役 作所 総務部長 会 労働政策部長 経営学部 准教授 会説顧問
山口 隆英 兵庫県立大学 国際商経学部長 岩崎 和人 JAM山陽 書記長 市本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地店 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地店 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地方 電機 七十 高土 四本 富男 三相電機(株) 常子	組合 執行委員長 SUNX 電野労働組合 協議会 事務局長
岩崎 和人 JAM山陽 書記長 大御 大小西 宮介 日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 東後門本部を長人事部部長 堀井 説也 電機連合兵庫地方 田本 二十二章 三菱電機㈱神戸製作 本 五十二章 三菱電機㈱神戸製作 本 五十二章 三世 五十二章 三菱電機㈱神戸製作 本 五十二章 三菱電機㈱神戸製作 本 五十二章 三菱電機㈱神戸製作 本 五十二章 四世五大学 五十二章 四世五大学 五十二章 四世五大学 五十二章 四世五十四年 東京 田本 五十二章 四世五日 五十二章 四世	SUNX電野労働組合協議会 事務局長 多取締役 作所 総務部長 会 労働政策部長 経営学部 准教授 会説顧問
本 小西 啓介 日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地協 事務局長 堀井 説也 電機連合兵庫地方 電力 電力 電力 電力 電力 電力 電力 電	協議会 事務局長 第取締役 作所 総務部長 会 労働政策部長 経営学部 准教授 論説顧問 国際商経学部長
食本 信二 三ツ星ベルト(株) 取締役常務執行役員 大事総務本部本部長人事部部長 松岡 直哉 兵庫県経営者協会 労働政策部長 大庫県経営者協会 労働政策部長 大師 上藤 大藤 大藤 大学 大学院 経営学研究科 教授 上林 憲雄 神戸大学 大学院 経営学研究科 教授 上本 上藤 大学院 大学院 上藤 大学院 上藤 大学院 大学院 上春 大学院 大学院 大学院 大学院 大学院 上春 大学院 大学	多取締役 作所 総務部長 会 労働政策部長 経営学部 准教授 論説顧問 国際商経学部長
食本 信二 八事総務本部を記し、事部部長 一次事総務本部を記し、事部部長 一次事総務本部を記し、事部部長 一次事総務本部を記し、事部部長 一次事に 一次事	作所 総務部長 会 労働政策部長 経営学部 准教授 論説顧問 国際商経学部長
R	会 労働政策部長経営学部 准教授 論説顧問 国際商経学部長
古川 和宏 山陽特殊製鋼(株 人事・労政部 大面 大面 大面 大面 大面 大面 大型 大型	経営学部 准教授 論説顧問 国際商経学部長
公益 上林 憲雄 神戸大学 大学院 経営学研究科 教授 山口 隆英 兵庫県立大学 国際商経学部長 満井 哲也 神東塗料労働組合 中央書記長 日下 修次 日本労働組合総連合会 兵庫県連合会副事務局長 青田 正人 関西ペイント労働組合 中央執行委員長 佐々木 保 川上塗料(株) 総務部長 金子 敏之 (株) IHI 相生事業 使用 万台 東郊 所 一次原 東郊 所 一次原 京郊 所 一次原 京郊 所 一次原 会子 敏之 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	論説顧問 国際商経学部長
益 上杯 急雄 (サアノチ) 大字院 経営子町九村 教授 山口 隆英 兵庫県立大学 国際商経学部長 山口 隆英 兵庫県立大学 国際商経学部長 前上 哲也 神東塗料労働組合 中央書記長 日本労働組合総連合会 兵庫県連合会副事務局長 計勝 (計算) 一方 修次 日本労働組合総連合会 兵庫県連合会副事務局長 「大力テスコ労働組合・大力・労働組合・中央執行委員長 「大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	国際商経学部長
注入 (大戸水立人) 国际内配 1 に	
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大	今 中央執行委員長
佐々木 保 川上塗料(株) 総務部長 金子 敏之 (株) IHI 相生事業 使用 廣利 芳樹 東郊が北郊と 東京が出来が	
佐々木 保 川上塗料(株) 総務部長 金子 敏之 (株) IHI 相生事業 使用 廣利 芳樹 東郊が北郊と 東京が出来が	合連合会兵庫県本部
佐々木 様 川上塗料(株) 総務部長 業 金子 戦之 (株) 田 相生事業 使 一	兵庫支部
	所 総務部長
者 事が分別・	
古 山陽特殊製鋼㈱ 人事・労政部	
	合経営学部 教授
公 * 高階 利徳 兵庫県立大学 国際商経学部 教授 公	経営学部 准教授
	経営学研究科 教授
* 天川 隆幸 山陽特殊製鋼労働組合 執行委員長 岩崎 和人 JAM山陽 書記長 鉄 労 日本其於在業労働組合連合合兵庫園本部 器 労	
数 7 日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 1 第 例 黒石 尚稔 JAM山陽 兵庫西坎 数 者 数 者	也協担当オルグ
	オン 執行委員長
田辺 圭 (株)神戸製鋼所 人事労政部担当部長 黒田 俊一 (株)第一計器製作所	f 代表取締役社長
田 平泉 博史 口本製鉄体が瀬戸内製鉄が 用	本中央会 専務理事
古 古川 和宏 山陽特殊製鋼㈱ 人事・労政部 苗村 康夫 株) 岡崎製作所 第	常務取締役
O 上林 憲雄 神戸大学大学院 経営学研究科 教授 梅野 巨利 大阪商業大学総合	合経営学部 教授
	営学研究科 准教授
	侖説顧問
用 機 岩﨑 和人 JAM山陽 書記長 自	長労働組合
大	会会 兵庫県連合会
	売労働組合 書記長
業 野村 英亮 ㈱神鋼環境ソリューション 人事労政部長 * 東 健一郎 ㈱神戸マツダ 幸 使	执行役員CHRO
松下 田佳子 川上塗料(株) 取締役経理本部長 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2	車㈱ 専務取締役

資料目次

資料 No.1: 令和4年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況

資料 No.2 : 令和4年度 最低賃金審議経過一覧表

資料 No.3 : 兵庫県最低賃金及び特定最低賃金の推移

資料 No.4 : 兵庫県特定最低賃金の改正決定に係る報告文・答申文(写)

令和4年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況

		令和3年度 時間額 (円)	改正後 時間額 (円) _(前年差)	改正 率(%)	影響 率(%)	専結日	部会採決	6条5項 の適用	本審	本審採決	異議申出締切日	異議 申出 状況	異議申 出に係 る答申 日	官報公示日(予定)	発効日 (予定)
地域別最賃	兵庫県最低賃金	928	960 (+32)	3.45%	21.95%	8月5日	0	有	-	-	8月22日	有	8月23日	9月1日	10月1日
	塗料製造業	995	1000 (+5)	0.50%	0.99%	9月12日		有	-	-	9月27日			(10月12日)	(12月1日)
	鉄鋼業	992	1024 (+32)	3.23%	4.57%	9月26日		有	•	-	10月11日			(10月25日)	(12月1日)
	はん用機械 器具等製造 業	960	993 (+33)	3.44%	8.04%	9月21日		有	-	-	10月6日			(10月21日)	(12月1日)
特	電子部品等 製造業	930	961 (+31)	3.33%	21.48%	9月12日		有	1	1	9月27日			(10月12日)	(12月1日)
定最	輸送用機械 器具製造業	1002	1034 (+32)	3.19%	6.27%	9月20日		有	1	-	10月5日			(10月20日)	(12月1日)
賃	計量器等製造業	931	963 (+32)	3.44%	16.26%	9月21日		有	1	1	10月6日			(10月21日)	(12月1日)
	自動車小売業	930	963 (+33)	3.55%	3.76%	9月22日		有	1	1	10月7日			(10月24日)	(12月1日)
	繊維工業	800						ŧ	出た	ìl					
	各種商品小売業	797						ŧ	出た	ìU					

部会採決の は全会一致、 及び はそれぞれ使側委員及び労側委員反対 (▲ :一部反対)

令和4年度 最低賃金審議経過一覧表

	1								
	項目	兵庫県	塗料製造業	鉄 鋼 業	はん用機械器 具等製造業	電子部品 等製造業	輸送用機 械器具製 造業	計量器等 製造業	自 動 車 小 売 業
申	出書受理日		R4.7.6	R4.7.5	R4.7.6	R4.7.5	R4.7.5	R4.7.6	R4.7.5
	諮問年月日(本審)		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
必要性	本審		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
	答申年月日(本審)		R4.8.19	R4.8.23	R4.8.24	R4.8.18	R4.8.22	R4.8.19	R4.8.30
決定	Ē·改正諮問年月日	R4.7.4	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
専門	部会委員任命年月日	R4.7.21	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3
		梅野	○岡崎	○桜間	〇上林	○梅野	○岡崎	梅野	梅野
	公 益 代 表	桜間	上林	高階	桜間	庭本	三上	岡崎	○庭本
		ОЩП	山口	庭本	高階	三上	山口	〇上林	三上
専		岩﨑	浦上	天川	岩﨑	末道	遠藤	岩﨑	北山
門部会委員	労働者代表	小西	日下	小西	坂元	中島	小西	黒石	日下
妥員		堀井	寺田	堂園	林	堀井	多禰	津川	二宮
		倉本	佐々木	田辺	野村	岡本	金子	黒田	東
	使用者代表	松岡	廣利	平泉	東田	新山	鈴木	瀬川	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	松岡	松岡	苗村	倉本
ĩ	意見聴取実施年月日	R.4.6.22 R.4.6.29 R.4.7. 7		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15			
第	1 回 専 門 部 会	R4.7.29	R4.8.19	R4.8.23	R4.8.24	R4.8.18	R4.8.22	R4.8.19	R4.8.18
第:	2 回 専 門 部 会	R4.8.3	R4.9.12	R4.9.14	R4.9.13	R4.9.12	R4.9.13	R4.9.14	R4.8.30
第	3 回 専 門 部 会	R4.8.4		R4.9.26	R4.9.21		R4.9.20	R4.9.21	R4.9.15
第	4 回 専 門 部 会	R4.8.5							R4.9.22
第	5 回 専門 部 会								
第	6回専門部会								
第	7 回 専 門 部 会								
審詞	議会令6条5項の適用	有	有	有	有	有	有	有	有
	本審(答申)	R4.8.5	R4.9.12	R4.9.26	R4.9.21	R4.9.12	R4.9.20	R4.9.21	R4.9.22
発	効 日	R4.10.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1

は部会長、は部会長代理発効日は予定。

令和4年度 最低賃金審議経過一覧表

	1								
	項目	兵庫県	塗料製造業	鉄 鋼 業	はん用機械器 具等製造業	電子部品 等製造業	輸送用機 械器具製 造業	計量器等 製造業	自 動 車 小 売 業
申	出書受理日		R4.7.6	R4.7.5	R4.7.6	R4.7.5	R4.7.5	R4.7.6	R4.7.5
	諮問年月日(本審)		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
必要性	本 審		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
	答申年月日(本審)		R4.8.19	R4.8.23	R4.8.24	R4.8.18	R4.8.22	R4.8.19	R4.8.30
決定	Ē·改正諮問年月日	R4.7.4	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15
専門	部会委員任命年月日	R4.7.21	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3	R4.8.3
		梅野	○岡崎	○桜間	〇上林	○梅野	○岡崎	梅野	梅野
	公 益 代 表	桜間	上林	高階	桜間	庭本	三上	岡崎	○庭本
		ОЩП	山口	庭本	高階	三上	山口	〇上林	三上
専		岩﨑	浦上	天川	岩﨑	末道	遠藤	岩﨑	北山
門部会委員	労働者代表	小西	日下	小西	坂元	中島	小西	黒石	日下
妥員		堀井	寺田	堂園	林	堀井	多禰	津川	二宮
		倉本	佐々木	田辺	野村	岡本	金子	黒田	東
	使用者代表	松岡	廣利	平泉	東田	新山	鈴木	瀬川	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	松岡	松岡	苗村	倉本
ĩ	意見聴取実施年月日	R.4.6.22 R.4.6.29 R.4.7. 7		R4.7.15	R4.7.15	R4.7.15			
第	1 回 専 門 部 会	R4.7.29	R4.8.19	R4.8.23	R4.8.24	R4.8.18	R4.8.22	R4.8.19	R4.8.18
第:	2 回 専 門 部 会	R4.8.3	R4.9.12	R4.9.14	R4.9.13	R4.9.12	R4.9.13	R4.9.14	R4.8.30
第	3 回 専 門 部 会	R4.8.4		R4.9.26	R4.9.21		R4.9.20	R4.9.21	R4.9.15
第	4 回 専 門 部 会	R4.8.5							R4.9.22
第	5 回 専門 部 会								
第	6 回 専 門 部 会								
第	7 回 専 門 部 会								
審詞	議会令6条5項の適用	有	有	有	有	有	有	有	有
	本審(答申)	R4.8.5	R4.9.12	R4.9.26	R4.9.21	R4.9.12	R4.9.20	R4.9.21	R4.9.22
発	効 日	R4.10.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1

は部会長、は部会長代理発効日は予定。

兵庫県最低賃金及び特定最低賃金の推移

見ば任命の世名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
最低賃金の件名	時間額	発効日								
兵庫県最賃	871 ⊓		899 ⊨		900 ⊓		928 ⊨		960 ⊓	
(上昇額)	(+ 27)		(+ 28)		(+ 1)		(+ 28)		(+ 32)	
[UP率] %	[3.20]	10.1	[3.21]	10.1	[0.11]	10.1	[3.11]	10.1	[3.45]	10.1
影 響 率	15.93 %		14.96 %		4.12 %		16.91 %		21.95 %	
20分位数/最賃対比	844 円 / 103.20		871 円 / 103.21		900 円 / 100.00		900 円 / 103.11		930 円 / 103.23	
10分位数/最賃対比	850円 / 102.47		880 円 / 102.16		900 円 / 100.00		900 円 / 103.11		930 円 / 103.23	
塗料製造業	949 ∄		970 ⊓		973 ∄		995 ∄		1,000 円	
(上昇額)	(+ 17)		(+ 21)		(+ 3)		(+ 22)		(+ 5)	
[UP率] %	[1.82]		[2.21]		[0.31]		[2.26]		[0.50]	
影響率	5.59 %	12.1	4.89 %	12.1	2.01 %	12.1	2.31 %	12.1	0.99 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 108.96%		- 107.90%		108.11%		107.22%		- 104.17	
20分位数/最賃対比	940 円 / 100.96		970 円 / 100.00		1009 円 / 96.43		1067 円 / 93.25		1114 円 / 89.77	
10分位数/最賃対比	1042 円 / 91.07		1090 円 / 88.99		1113円 / 87.42		1155 円 / 86.15		1173 円 / 85.25	
鉄 鋼 業	943 ∄		963 ⊓		964 ∄		992 ∄		1,024 円	
(上昇額)	(+ 21)		(+ 20)		(+ 1)		(+ 28)		(+ 32)	
[UP率] %	[2.28]		[2.12]		[0.10]		[2.90]		[3.23]	
影 響 率	4.18 %	12.1	3.53 %	12.1	3.15 %	12.1	3.50 %	12.1	4.57 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 108.27%		- 107.12%		- 107.11%		- 106.90%		- 106.67	
20分位数/最賃対比	1000円 / 94.30		1009 円 / 95.44		1000 円 / 96.40		1014 円 / 97.83		1032 円 / 99.22	
10分位数/最賃対比	1053 円 / 89.55		1120 円 / 85.98		1064円 / 90.60		1098 円 / 90.35		1145円 / 89.43	
はん用機械器具	921 ∄		942 ⊓		944 ∄		960 ∄		993 ⊓	
等 製 造 業	(+ 21)		(+ 21)		(+ 2)		(+ 16)		(+ 33)	
[UP率] %	[2.33]		[2.28]		[0.21]		[1.69]		[3.44]	
影響率	8.34 %	12.1	5.84 %	12.1	6.69 %	12.6	6.71 %	12.1	8.04 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 105.74%		- 104.78%		104.89%		103.45%		- 103.44	
20分位数/最賃対比	869 円 / 105.98		920 円 / 102.39		932 円 / 101.29		920 円 / 104.35		950 円 / 104.53	
10分位数/最賃対比	952 円 / 96.74		1014 円 / 92.90		1000円 / 94.40		1000円 / 96.00		1004円 / 98.90	
電子部品・デバイ	873 ∄		900 ∄		902 ∄		930 ∄		961 ∄	
ス・電子回路	(+ 21)		(+ 27)		(+ 2)		(+ 28)		(+ 31)	
等 製 造 業	[2.46]		[3.09]		[0.22]		[3.10]		[3.33]	
影 響 率	12.37 %	12.1	10.66 %	12.1	16.21 %	12.1	13.95 %	12.1	21.48 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 100.23%		- 100.11%		- 100.22%		- 100.22%		- 100.10%	
20分位数/最賃対比	850 円 / 102.71		875 円 / 102.86		899 円 / 100.33		902 円 / 103.10		930 円 / 103.33	
10分位数/最賃対比	870 円 / 100.34		895 円 / 100.56		900 円 / 100.22		915 円 / 101.64		930 円 / 103.33	

兵庫県最低賃金及び特定最低賃金の推移

平成30年度 最低賃金の件名		丰度	令	和元年度		\$	和 2 年度		令	和3年度		令	和4年度	
最低賃金の件名・	時間	引額 ^{発効日}		時間額	発効日									
輸送用機械	954	1 円		975 ∄			978 ⊨			1,002 円			1,034 円	
器具製造業	(+ 2	1)		(+ 21)			(+ 3)			(+ 24)			(+ 32)	
[UP率] %	[2.2	25]		[2.20]			[0.31]			[2.45]			[3.19]	
影響率	6.48 %	12.1	5.3	30 %	12.1	3.5	6 %	12.1	6.1	8 %	12.1	6.2	7 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 109.	.53%	-	108.45%			108.67%		-	107.97%			107.71%	
20分位数/最賃対比	935 円 / 10	12.03	970 円	/ 100.52		1005 円	/ 97.31		985 ∄	/ 101.73		1003 円	/ 103.09	
10分位数/最賃対比	1000 円 / 95	5.40	1057 円	/ 92.24		1109 円	/ 88.19		1100 円	/ 91.09		1102 円	/ 93.83	
計 量 器 等	875	5 H		901 ⊨			903 ⊨			931 ⊨			963 ⊨	
製 造 業	(+ 20	0)		(+ 26)			(+ 2)			(+ 28)			(+ 32)	
[UP率] %	[2.3	34]		[2.97]			[0.22]			[3.10]			[3.44]	
影 響 率	6.88 %	12.1	10.2	28 %	12.1	5.8	8 %	12.1	7.8	7 %	12.1	16.2	6 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 100.	46%	-	100.22%			100.33%			100.32%		ı	100.31%	
20分位数/最賃対比	858 円 / 10	1.98	880 円	/ 102.39		900 ∄	/ 100.33		900 ∄	/ 103.44		931 ∄	/ 103.44	
10分位数/最賃対比	909 円 / 96	3.26	900 円	/ 100.11		940 ∄	/ 96.06		940 ∄	/ 99.04		940 ∄	/ 102.45	
自 動 車	876	S ⊞		901 ⊨			901 ⊨			930 ⊨			963 ⊨	
小 売 業	(+ 15	5)		(+ 25)			(0)			(+ 29)			(+ 33)	
[UP率] %	[1.7	74]		[2.85]			[0]			[3.22]			[3.55]	
影 響 率	4.86 %	12.1	6.3	32 %	12.1	2.20	%	-	2.74	%	12.1	3.7	6 %	12.1
対 県 最 賃 指 数	- 100.	.57%	-	100.22%			100.11%			100.22%		ı	100.31%	
20分位数/最賃対比	880 円 / 99	9.55	899 円	/ 100.22		963 ∄	/ 93.56		987 ∄	/ 94.22		980 ∄	/ 98.27	
10分位数/最賃対比	950 円 / 92	2.21	1000 円	/ 90.10		1050 円	/ 85.81		1057 円	/ 87.98		1029 円	/ 93.59	
繊 維 工 業														
(上昇額)														
[UP率] %														
影 響 率														
対 県 最 賃 指 数														
20分位数/最賃対比														
10分位数/最賃対比														
各種商品														
小 売 業														
[UP率] %														
影 響 率														
対県最賃指数														
20分位数/最賃対比														
10分位数/最賃対比														

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会 部会長 山 口 隆 英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙の とおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

委員	代表多	甲者伯	使用	長員	大表才	助者化	労働	公益代表委員					
保	木	4 7	佐	也	哲	上	浦		美	利	崎	畄	
樹	芳	利	廣	次	修	下	日		雄	憲	林	上	
宏	和	Ш	吉	人	正	田	寺		英	隆		Щ	

兵庫県塗料製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)塗料製造業
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルは り、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,000円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫労働局長 鈴木一光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)塗料製造業
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルは り、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,000円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長 庭 本 佳 子

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとお りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

委員	代表	刊者 (使用	委員	代表	動者	労伯	公益代表委員 桜 間 裕 章			公
圭		辺	田	幸	隆	Ш	天	章	裕	間	桜
史	博	泉	<u>\forall T</u>	介	啓	西	小	徳	利	階	高
宏	和	Ш	吉	司	隆	袁	堂	子	佳	本	庭

兵庫県鉄鋼業最低賃金

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)鉄鋼業
- (2)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲 げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1.024円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫労働局長 鈴 木 一 光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)鉄鋼業
- (2)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲 げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,024円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県はん用機械器具製造業、生産 用機械器具製造業、業務用機械器具 製造業最低賃金専門部会 部会長 桜間裕章

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低 賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した ので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公	公益代表委員				労信	動者(代表	委員		使	甲者伯	代表	委員	
上	林	憲	雄		岩	﨑	和	人		野	村	英	亮	
桜	間	裕	章		坂	元	隆	_		東	田	貴	敏	
高	階	利	徳		林	秀		彦		松	下目	日佳	子	

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具 製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)はん用機械器具製造業
- (2)生產用機械器具製造業
- (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器 具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理,補助的 経済活動を行う事業所を除く。)
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から (3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間993円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫労働局長 鈴 木 一 光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務 用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)はん用機械器具製造業
- (2)生產用機械器具製造業
- (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器 具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械 器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理,補助的 経済活動を行う事業所を除く。)
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から (3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間993円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 庭本佳子

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械 器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益	代表	委員	労俑	動者信	七表氢	委員	使用	甲者(弋表氢	委員
梅	野 巨	利	末	道	辰	也	畄	本	富	男
庭 2	本 佳	子	中	島		洋	新	Щ	正	幸
三上	喜身	€ 男	堀	井	説	也	松	畄	直	哉

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3)情報通信機械器具製造業
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - 口 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間961円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫労働局長 鈴 木 一 光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) 及び 当該産業において管理,補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3)情報通信機械器具製造業
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - 口 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間961円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野 巨 利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 部会長 山口降英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた 結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労·	働者	代表	委員	使	用者	代表	委員
岡崎利美	遠	藤	義	_	金	子	敏	之
三上喜美男	小	西	啓	介	鈴	木	健	朗
山口隆英	多	禰	貴	之	松	畄	直	哉

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)鉄道車両・同部分品製造業
- (2)船舶製造・修理業,舶用機関製造業
- (3) 航空機・同附属品製造業
- (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
- (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う 事業所
- (7)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスキングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - 二 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,034円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫労働局長 鈴木一光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)鉄道車両・同部分品製造業
- (2)船舶製造・修理業,舶用機関製造業
- (3) 航空機・同附属品製造業
- (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
- (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う 事業所
- (7)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスキングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - 二 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間1,034円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定 について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。 なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公	公益代表委員			労	動者	代表	委員		使	甲者	代表	委員
梅	野	巨	利	岩	﨑	和	人		黒	田	俊	_
畄	崎	利	美	黒	石	尚	稔		瀬]]]	里	志
上	林	憲	雄	津]]]	久	志		苗	村	康	夫

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫労働局長 鈴木一光 殿

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次の とおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会 部会長 梅野 巨 利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月15日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員				労働者代表委員				使用者代表委員			
梅	野	E	利	北	山	雄	平	東	健	_	郎
庭	本	佳	子	日	下	修	次	今	井	晋	生
\equiv	上層	喜 美	男	_	宮		惇	倉	本	信	_

兵庫県自動車小売業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 洗車又はワックスかけの業務
 - ハ 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和4年12月1日

兵庫労働局長 鈴 木 一 光 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 梅野巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月15日付け兵労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)
- (2)(1)に掲げる産業において管理,補助的経済活動を行う事業所
- (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 洗車又はワックスかけの業務
 - ハ 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和 4 年 12 月 1 日